

内閣委員会 議録 第二十七号

昭和二十七年五月二十四日(土曜日)

午後一時五十分開議

出席委員

委員長 八木 一郎君

理事 江花 静君 理事 青木 正君

理事 大内 一郎君

田中 啓一君 田中 萬逸君

橋本 龍伍君 本多 市郎君

松本 善壽君 山口六郎次君

門司 亮君 木村 榮君

坂本 泰良君

出席國務大臣

國務大臣 岡野 清豪君

出席府政委員

總理府事務官(地方自治) 奥野 誠亮君

府財政課長 戸田政義君

委員外の出席者

總理府事務官(地方自治) 松村 清之君

府連絡課長 戸田政義君

専門員 龜井川 浩君

専門員 小関 紹夫君

五月二十四日

委員 河野謙三君、坂田英一君、玉置信一君、平野三郎君、千葉三郎君、鈴木義男君、西村榮一君及び鈴木茂三郎君等任につき、その補欠として木村公平君、山口六郎次君、山口喜久一郎君、井上知治君、井出太郎君、門司亮君、中崎敏君及び坂本泰良君が議長の指名で委員に選任された。

五月二十三日

軍人恩給復活に関する請願(世耕弘一君紹介)(第三〇四四号)

第一類第一号

内閣委員会議録第二十七号 昭和二十七年五月二十四日

同(江崎真澄君紹介)(第三二〇二号)

同(柏原義則君紹介)(第三二〇三号)

同(大野伴陸君紹介)(第三二二六号)

同(田中豊君紹介)(第三二二七号)

元軍人老齢者の恩給復活に関する請願(前尾繁三郎君紹介)(第三二〇四号)

同(遠藤三郎君紹介)(第三二〇五号)

の審査を本委員会に付託された。

同日

軍人恩給復活に関する陳情書(岩手県九戸郡軽米町大字上館松協泰松外七十四名)(第一九二七号)

同(布部市三ノ瀬二丁目三八番地河田宗一)(第一九二八号)

同(大分県軍人恩給復活期成連盟熊毛支部代表元浦光男外八名)(第一九二九号)

同(鹿児島県鹿児島郡谷山町上福元伊地知四郎外二十一名)(第一九三〇号)

を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件

自治庁設置法案(内閣提出第一九三〇号)

地方制度調査会設置法案(内閣提出第一九四号)

自治庁設置法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案(内閣提出第二二七号)

〇八木委員長 これより内閣委員会を開会いたします。

本日は日程を変更いたしましたして、国家行政組織法の一部を改正する法律案その他行政機構改革諸法案について

質疑を行います。質疑の通告がありませんからこれを許します。門司亮君。

〇門司委員 この機会に、自治庁設置法について内容に入ります前に大體政府の構想をお伺いしておきたいと思ひますが、この自治庁の設置法は、要約して申し上げますと、現在の地方自治庁の中に全国選挙管理委員会の所掌の事務を移すということ、それから地方財政委員会を移すことに移して行くということ、大體主体になつて行くようでありまして、これは機構の上から申し上げますと、従来内務省が行つておつた機構の一部であつて、これに警察を加へれば昔の内務省とつた同じものになる、こういうことである。従つて機構の面から申し上げますと大した問題ではないように、あるいは一部には考えられるかもしれないのでありますが、しかし問題は、内務省を解体いたしましたときにさかのぼつてこれを考えなければならぬのであります。内務省が警察国家として非常に暴威を振つておつたと言へば少し言い過ぎるかもしれませんが、往々にして行き過ぎた行動をとつておつたというところは御存じの通りであります。その中のもう一つの重要な問題、同じように内務省が地方の公共団体に對していろいろの干渉をし、さらに内務省令あるいはその他の法令によつて地方団体の自主性というものを非常に大きく阻害しておつた。従つて日本のはんどうの民主化に資しようとするなら、やはり自治体の自主性を保た

せるといふことが民主政治の根本でなければならぬと思ひます。いわゆる政治は人民のもの、人民のために行く人民の政治といふことが正しいあり方ではないかといふことが考えられて参りました。そして自治体のことはできるだけ中央からの指揮命令というよりなものをなくして、干渉がましいことを一切なくして、これを公正に行つて行くということ、従つてそれを行つて行くにはどうしても財政的裏づけをしなければならぬといふことで、しかもそれが内閣の機構の中にあつては、どうしても地方の財政といふものは確立が非常に困難であるから、やはり地方財政委員会というふうな制度がほかにできて、こういう地方財政に對しては一つの權威ある調査が行われ、それが国会並びに内閣に報告され、それに基いて財政の措置を行くといふことが正しいのではないかと考へて方がここにあります。同時に公平でなければならぬ、選挙が従来のように内務省がこれを握つておるといふことは、やはり選挙の公正性を欠くといふようなことがひとつの問題になつて、そして内務省の解体が行われますと同時に、内務省で行つておりました財政関係は地方財政委員会が行い、さらに地方選挙関係は全国選挙管理委員会といふふうな、まったく時の政府に牛耳られない、時の政府の指揮あるいは命令を受けない独自の立場から公正なる選挙を行ふことができるように今日仕組みができています。これを再び中央集

権にもどそうとするこの意圖に對しては私は承服したいものであるのではありませんが、当局はこの二つの問題をこの中に入れようとした趣旨は、大臣の自治庁設置法に関する説明だけでは私は受取れないのであります。ただ單に密接した事務を持つておるから、その相互間の連絡を統一するといふだけでは、單に統一のための事務的便宜のためであつて、本質が忘れられるくらいであるのであります。この点に關する大臣の御感想を先に伺つておきたいと思ひます。

〇岡野國務大臣 お答え申し上げます。門司さんは地方自治の問題についてはいへん御熱心であられるために、ただいまのような御懸念なり、御心配が出るものと思ひます。私もどといたしましては、今回自治庁設置法を出しましたにつきましては、これが何内務省の復活ともしくは元の内務省と同じような、地方を統制して行くような姿においてやめるための設置法をつくつたのではない、そういう考へは毛頭持つておりませんし、またそういうようなことを仕組んでおりません。ただいままでありましたところの地方自治庁並びに地方財政委員会、全国選挙管理委員会がやつておりました事務を統一して、その責任を明確にする、また簡素化するという建前から、一掃に合せてしまふ、こういうことでござい

ます。でございまして、今度の設置法によりまして、自治庁の権限が非常法にふえて、地方を統制するとか、地方

を指揮監督するとか、こういうような権力の増加というようなことは毛頭ございせんから、その点は御安心をお願いしたいと思います。

それから地方財政委員会が今まで内閣から独立した形をとっておりまして、地方公共団体と同じ体をなし、そうして内閣並びに国会に對立をしておつたような形がありました。これは私が考えますのに、また過去二年間の実績を見まして、どうも地方財政委員会が独立の立場であるとは申しながら、しかし委員会そのものは、委員は独自の権限を持ち、身分を保障されたりつばな方が出ておられますが、その下で働くところの職員はやはり総理府の事務員でありまして、その点において制切れぬものがあります。同時に、ただいままでは自分自身で、内閣に對しあるいは内閣を通じて国会に意見を申し出て、そうして国会の御判断を願つて仕事をしに行く、すなわち勧告権というものがありまして、その勧告をいれなければ、国会に二重予算を出して裁定を仰ぐという形をとつておつたのでありますけれども、しかし一番大事なことは、地方財政平衡交付金というものが地方財政の上に非常に重要な比率を持つような財源になつております。そこでこの財源を確保しますのは何かと申しますれば、やはり国家予算からこれをもちわなければならない。そういうことをもちわなければならない。そういたしますと、国家予算によつて地方財政平衡交付金の総額というものがきめられる現在の情勢におきましては、私はむしろ地方公共団体の利益の点から申しますれば、勧告権によつて、また国会に判断を願つてやるといふことは、少し力が弱いんじゃないかといふ

感じを持つておるわけでありまして。と申しますことは、御承知の通りに、議院内閣は国会の多数党がやる。そういういたしますと、国会の多数というものは、国会の意思でありますから、財政委員会が独立しておつて、国会にぶつつけたという勧告が、少数党内閣の場合にはあるいは反對の結果が出まして、地方公共団体のために非常に利益になるようなことがあるかもしれないが、しかしながら、大体絶対多数を持ち、もしくは多数党が内閣を組織しておるといふのが常道でございますから、そういう場合におきましては、これは内閣がすなわち多数党の出先、出店である、こういう意味でございまして、どうして内閣において強力に平衡交付金なり何なりの予算をとるといふことが、私は一番重要なことだと思ひます。でございまして、勧告権によつて間接的に獲得するといふよりは、責任ある大臣が平衡交付金というものを、自分自身でつばに、責任を持つて閣内において強力に議決して、そうしてこれを獲得する、こういうことの方が地方のために非常に役立つであらう。これは過去の経験から出たものであります。

それから選挙のことでございますが、これは御承知の通りに、この改正になりました。地方の選挙は都道府県の選挙管理委員会がこれをするこゝになつておつて、今までとちつともかわりませんし、また全国選出の参議院議員は、国会が指名し、同時に内閣総理大臣がその国会の指名によつて出た委員を任命して、公正な立場にある方にこれをまかせする、すなわち中央選挙管理委員会というのをお願いするといふ

うことになつておりますから、何ら中央政府がその選挙に對して干渉するとか何とかいうことは毛頭ないわけでありまして。その点は御心配なからうと思ひます。

○門司委員 今の問題についての意見はあとにいたしまして、もう一つ聞きたいと思ひます。憲法に特別に一章を設けておまして、九十二條から九十五條までの間に、自治体に対する新しい一章を設けておられます。これが憲法に設けられましたゆゑのものは、先ほどから私が申し上げておりますように、地方の公共団体の真の自主的、自律性を保つて行くといふことのために憲法に特別に設けておるものが、あの憲法を定めたときのいきさつであつたと考へております。そう考へて参りますと、この地方の公共団体のほんとうに自主的に自律性を保つて行くこととするものに対しては、あまり中央の一つの官庁がすべてを握つて行くといふことについては、私は憲法を定めたときの趣旨と多少違わぬかといふような考へ方を持つております。従つてお聞きしておきたいと思ひますことは、この自治庁の設置法案によつて、先ほどからもちよつとお話ございましたように、財政的に完全に地方の自治体

算定を見積るとか、あるいは起債の認可、許可をするとかいうことだけは書いてあります。そのほかの財政一般に對しては、ほとんど何も書いてないものであります。従つてこの自治庁設置法によつて、はたして憲法に定められておりますような地方の公共団体の自主的、自律性に十分寄與することができるといふ、大臣は御確信がございするならば、その辺の御意向をひとつこの機会に伺つておきたい。

○岡野國雄大臣 答え申し上げます。これは先ほど申し上げましたように、自治庁は今までもあつたところの機関の仕事と同じにまゐつただけでございまして、仕事の内容はかわつておりません。同時に平衡交付金法というものがございまして、その平衡交付金法によつて、もう一つ地方財政法、地方税法並びに地方平衡交付金法、こういうようなものの運用によりまして、地方の財政が確保されておるのであります。そうしてその仕事は、今度は自治庁が十分責任を持ち、その資金の明確な点において、私は今までも二つにわかれておるよりは、一つになつて、そうしてこれらの法の運用を地方自治確立のために十分生かして使つていくことになれば、むしろ地方の自治並びに財政の確立をはかるのに便利であらう、こう考へております。

○門司委員 もう一つ總括的に一応聞いておきたいと思ひますことは、先ほど来申し上げておりますように、この自治庁設置法案の中には、單に平衡交付金の問題と財政に關しては起債の問題が書かれておるだけでありまして、今日ほんとうに地方財政を十分にまかな

つて行くこととするには、これだけが地方自治庁に加えられるまでも、それでは今大臣のお答えのようなことは出て来ないと思ひます。もし今日の地方の財政をほんとうに検討しようとするならば、やはり国と地方とを通する一つの財政的の再検討が私は必要だと考へる。この点には、この自治庁設置法案は何ら触れていないのであります。もしこれがお話のようならば、これは非常に困難である。私もから申し上げるならば、やはり地方財政委員会というものを十分研究し、そしてそれが勘案して行くことが正しいのではないかと思ひます。私はよく申し上げておりますように、国と地方との財政關係は非常にむづかしいのであつて、国が非常事態に突入することになつて参りますと、どうしても地方財政が国の財政の犠牲にならなければならないような可能性を持つております。そこで地方財政が国の財政の犠牲にならないようにどこかでこれを食い止めるために、やはり内閣と個々の組織があつて、これをカバーしてやる一つの力強いものがなければ、どうしても地方財政が完全に保たれない。大臣は、これが内部にあることがお互いの協調の上で都合がいいというお話であります。それはいたずらに国家財政だけを非常に強くなる危険性を多分に持つておるから、従つて国の方針というよりも、むしろその時の政府の方針によつて地方の財政を集約しなければならぬといふ考へ方を政府が持ちますならば、地方財政といふものは、地方の公

下げたということ、これはいかにも私が中央の代弁をして地方をいじめるようなことをしたようにちよつと受取れたのでございますが、それはよほどどのあたのお客違いかと存じます。あの方の実情を申し上げますれば、まず財政は根本的に——これは財政原論でございしますが、財政需要というものがあつて、それに對して収入を幾ら確保すべきかということをきめるのが、これは財政のイロハでございします。そこで地方財政委員会におきまして、地方の財

政需要額というものを検討いたしました。これに對しまして、**税收、平衡交付金**がどのくらいいるかということをお断りしてみましたところが、これ／＼いる。すなわち七千五百億ということになつた。そこで**附加価値税**をもし実行するならば足らなかつたのでありますけれども、**事業税**をそのまま実行して行くということになれば、百七十四億くらい金がある。それではこれをどう始末するかということをお地方財政委員会において現実に検討しました結果、**法人税割**というものをご二・五％下げて、また**事業税**というものに對して今まで三万四千から五千円の免税でありまし

たものを、三万八千円の基礎控除にして、そうしてむしろ減らして財政需要に合わせた、こういうような実情であります。しかもこれは中央のさしず並びに中央の財政の情勢いかによつてきめたことではございません。地方財政委員会独自の立場において、そういう切り盛りをして持つて来たわけでございますから、あなたの御非難は当たらないと思います。

○司委員 今の大臣の御答弁でありまするが、もちろん財政は財政需要額

によつてきめられることに間違ひはございませんまいし、またそうでなければならぬ。いわゆる財政需要額とさらに財政収入額との問題は当然考えられる問題であります。しかしそこに問題になつて参りますのは、やはり地方住民の負担の關係であるのであります。地方住民の負担が限度に到達いたしておりますときには、やはりそれには十分の考えを持たなければならぬと同時に、今大臣からせつかく御答弁がございましたが、私は少くとも地方の財政を今日論議しようといひまするならば、やはり税制の面から見て参りますると、これは府県財政と市町村財政というものは私は別に考えるべきだと考えるのであります。ただいまの大臣の御答弁のあげ足をとるようであります。たとえば事業税を減額されましたところで、これの負担内容というものの、これの關係は府県税でありますし、同時に住民税は市町村民税でございます。そこで私はこういう財源といふものは、地方財政であるからといつて、あるいは財源であるからといつて、一律にものを考える筋合ひではないと考へておる。ことに先ほどから申し上げておりますように、当然地方の住民の要望にこたえて——市町村民税が、個人の人头割といふものが、不見識な税金であり、また、税の建前から言へば非常に誤つた税金でありまして、何もかも頭割りでとる税金はいい税金ではありません。そういうものが下げられないで、法人税割だけが下げられる原因は、今いろいろお話がありました。したが、少くとも私の記憶に存する限りにおきましては、この市町村民税の法人の所得割を減額したということ

は、やはり国の法人税が増額されたといふことが私は原因になつておるやうに従来の委員会では記憶しておるのでありまして、私はこういう建前で実は申し上げたのでございませう。従つて大臣の今の御答弁は、私はそのままひとつ大臣に返しておいた方がいいのじやないかといふふうに実は考えております。それからその次に聞いておきたいと思ひますことは、この法案によつて内務省の復活をはかるのではないといふやうなお話であり、またこうするところがいいといふやうなお話であります。ところが、一応聞いておきたいと思ひますことは、ここにあります権限の中の二十六に「地方債の発行を許可すること」と書いてあります。この地方債の発行を許可するというになつて参りますと、これは非常に大きな問題でありまして、これが地財委があるなら程度の権限を持つておりまするならば、これは純然たる、政党内配を受けなければならないと言ふと少し行き過ぎかも知れませんが、形の上においては、政党内配を受けない單獨の一つの機構である。ところが今度はこれが権限が自治庁に移されて参りますと、少くとも今日の政党政治であります限りにおいては、政府と政党内配がつておるやうなことが言へる、そふいいたしますと、この許可の権限というものは、私は今の自治庁が持つておりまするこれを査定したりすることと少しわけが違つて参りました、必ずこの問題は一つの大きな地方の財政に対する、あるいは地方の公共団体に對する圧力になる可能性を持つておると考える。その大臣が、今の岡崎さんのような大臣ならいいかも知れませんが、あるいは少し

考へ方の違つた大臣が出て来るということになつて参りまして、この許可の権限を與えるということになつて参りますると、必然的に不公正なものが出て来はしないかと私は考えるのであります。この点については大臣は斷じて不公正にならないというような御確信がおありになるかどうか。

○岡野國務大臣　お答え申し上げます。この点においてまず政党政治、政党の大臣にものをまかしておくと不正をするだらうという一つの懸念が前提になつてゐると私は考えません。私はそういうことをすべきものでない。公党である以上は、その政党が内閣をつて、公正なる政治をするのが理想でございしますから、もしそれが変なことをすれば、当然国民の指彈を受けて、その政党は非難される。同時にその内閣は指彈されて、国会においても不信任の決議をされてやめて行かなければならぬという制裁もあるでしょう。しかしながら私といたしましては、少くとも政党政治でやつて行く以上は、やはりその所管大臣が全責任を持つて公正なる公党の面目を失墜しないのでやつて行くということが当然の責任でありますから、そういう懸念はなからうと考へます。と同時に、そういう御心配があらはれないかと考へましたので、地方財政委員会と同じような性格の財政審議会というものを附置しまして、その財政審議会には地方公共団体から推薦したところの過半数の委員を任命して、同時に學識経験のある人を二人入れました。そうしてその委員会に議決させて、その委員会の意思をわれ／＼は十分尊重しなければならぬというみづから責任を背負つて出ておるわけで

ありますから、私は公正に行き得るものという考えを持つております。また仕組みといたしましても、財政委員会がやつておつたと同じような効果が上り得るものと考えます。

○門司委員 私あとでこの十五條の規定については質問をするつもりでありましたが、今大臣がここに触れられましたので、一応十五條の規定の地方財政審議会の組織の問題、さらに地方財政審議会に付議すべき事項、この問題について一応この機会に質問しておきたいと思いますが、それはなるほど十五條に今大臣がお話のような各種団体と申し上げますか、都道府県知事及び都道府県会の議会の推薦する者あるいは市の市長、並びに議会の代表者の推薦する者、あるいは町村におきましても同じような角度で、一人ずつおののこれを推薦することになつております。そうして残りの二人だけはこれは政府で何と決定をされることだ、こう考えておりますが、私はこの委員の構成があるから、従つてこれにはかつて行くから、十分間違ひはないのだというふうなことになると考えられますが、この職務権限の中には、はたして地方起債に對しまして、この委員会が十分意見を聞くというふうなことが、私今ちよつとこれを見ただけでは、書いてないやうであります。平衡交付金に對しましてはいろいろなことが書いてありますが、起債の認可に對しましては、この委員会がこれをどうしようということは、この中に書いてないのがあります。これは一体大臣の御答弁がそのままだといたしますと、私はちよつと受取りにくいような気がするの

でございますが、この点もうひとつ明確にしておいていただきたい。

○岡野國務大臣 「地方財政審議会の付議事項」ということが第十七條にございます。その第十項に、「法定外普通税の新設又は変更の許可及び地方債の発行の許可に関すること。」となつておりますから、結局地方財政審議会に長官は付議しなければならぬ、こういうことになつて、その付議しました意見に対しては、尊重しなければならぬということになります。

○門司委員 私の心配いたしましたのは、ただいま大臣のお言葉にもありました、これが勧告をされていない、勧告でなくして、大臣の言葉じりをとるようであります、私はこれが非常に弱くなつたと先ほどから申し上げておりますのは、この委員会があまりまでも、實際の内閣に対する勧告権も何もないのであります、ほとんど縛つておられません。ただ付議事項でありまして、何もこの委員会の意見を聞くとかかへない。大臣は、地方財政委員会と置きかえられても大した差異はないといふお話であります、非常に大きな違いがあると思う。ここに書いてあります財政審議会の付議事項といふものは、今までの財政委員会と違ひまして、これは單に付議して、そうしてその意見を尊重しなければならぬといふことはこの十七條にも書いてあります、しかし勧告の権限は持つておらない。地方財政委員会はそれを持つておつた。これの相違であります。そういたしますと、大臣の、必ずこの五人の委員会の意見を尊重するといふ言葉

は、こういうように解釈してよろしゅうございませうか。大体そのまゝ受取つて、そして今の地財委と同じような立場においてこれが行われるものであるというように、私は率直に申し上げますが、受取つてよろしゅうございませうか。

○岡野国務大臣 お答え申し上げます。私は地方財政委員会というものが独立の機関であつて、そしてやつておるとき、それから自治庁の中に入りまして、そして財政審議会というものになつたといふときは、各義からしても、立場からしましても違ふわけでございます。しかしながら、もし大臣を信頼し、政府を信任するといふことであれば、同時に審議会というものが独立の性格を持つていて、その意見を長官が尊重しなければならぬといふことを、まづ正面に、正直にとるならば、私はまづ同じことであつて、むしろ仕事は簡潔になつて、流暢にできることと考えますから、私はその点に何らの差がないものと存じます。

○門司委員 そういたしますと、その組織の問題でも一つ聞いておきたいと思ひますが、それはなるほど三人はこうした地方公共団体の中から大臣が任命される。その他二人は、地方自治に關してすぐれた識見を持つ者を任命すると書いてあります。従つて二人だけは内閣の御意思で決定される。こういうふうな受取つていいと思ひますが、ただ問題は、今日の地方自治体のほんとうのあり方、ほんとうの姿といふものは、自治体の長、あるいは議会の団体からの推薦だけでは、私は地方の公共団体の運営は、今日の状態では困難

ではないかと考える。従つてもしこの中に入れるとすれば、私は地方公共団体のほうに働いておる者、言いかえすならば、労働組合の代表者といふものがやはりこの中に入つて、そして地方の財政といふようなものが検討されるのはいいのではないかと、このように考えるのでありますが、この点について大臣の御意見はどうですか。

○岡野国務大臣 地方の現職の理事者がこれに加つた方がよいのじやないかといふことが一つであります。その次は、その現職のものに對して、労働組合の人も入つたらいいのではないかと、この二つにわかれると思ひます。地方の理事者をこれに入れるといふことに對しては、具体的のいろいろな分配とか何とかといふことで、あるいは公正を欠くのではないかと。あるいは公正を欠かないでも、その委員になつておる人となつていない人との間に、何か委員になつておる人が得をするのではないかと、いふようなことがあつて来ると思ひます。その意味におきまして、われわれは全般的の地方団体の意見を聞きまして、自治庁に參與をいたしまして、地方の理事者を參與にいたしまして、そしてわれわれはそのアドバイスを十分聞き、同時にわれわれの希望も申し上げ、いろいろ連絡して行く。向うの言いたいこともまた聞く。こういう機關を別につくつておられます。その中に労働組合の人を入れます。かどうかといふことは、これは別問題でございまして、ただいまのところでは、今までのありきたりの機關を自治庁に一つにまとめたといふにすぎませうので、その機能をふやすとか、事務

をふやすとか、仕事を變革して行くといふことには、自治庁設置法の方には触れておりませんから、その点はもし問題がございませうれば、またいろいろ研究の機会があると思ひますけれども、ただいまのところでは、今までのありきたりの仕事をそのまま受け継いで、統合一括して自治庁にしたいといふことだけでございませう。

○門司委員 さらに十八條について、ちよつとお聞きしておきたいと思ひます。これは意見の申出をすると思ひてありますが、地方財政審議会は、毎年度の予算に計上される地方財政平衡交付金に關して、自治庁長官に意見を申し出ることができると書いてあります。これは從來の財政委員会であり、並びに国会に意見を述べ、あるいは勧告をいたして来るのでありますが、これは所管大臣に申し出ることができるといふことになつておられます。従つてこの申し出たものに對しては、一体大臣はこれを尊重されるのかどうか。この点は條項が改まつておりますので、同じように十七條に書いてあれば別であります。十八條として書いてありますので、従つてこの意見の申出に對しては、單なる申出であつて、自治庁の長官はそれを聞き置くだけであるのか、あるいはこの申出といふものは、地方財政審議会の十七條にありまふように、これを尊重しなければならぬのか、その点を伺いたい。

○岡野国務大臣 意見を申し出て参りますれば、自治庁長官は当然それを十分參考にしまして、各關係方面に話をするといいことになりまふから、最も有効な意見の提出になると思ひます。

○門司委員 もう一つ聞いておきますことは、十七條の規定の中には、「その意見を尊重しなければならぬ」と書いてある。十八條においては、先ほど申し上げましたように、ただ「意見を申し出ることができると」書いてある。私はむしろ、地方財政審議会のきつめて重要な問題は、十八條に置かるべきではないかと考えるのであります。與えられた事務の範圍の問題をどうするかといふことについては、單に自治庁長官がこの事務を遂行する片内問題でありまして、片外に對外的にこれを強行しようとするならば、やはり、地方財政審議会といふものが地方自治庁長官に意見を申出るといふことでなしに、これはやはり内閣に十分反映するよう組織にしておかなければ、今の地方財政委員会から見れば非常に弱いものになつて来ると思ひます。そういうふうな、ただ長官だけに意見を申出るといふことでなくして、この意見は内閣が十分尊重しなければならぬといふことに直した方がいゝのではないかと考えておりますが、大臣のお考えは一体どうであるか。

○岡野国務大臣 お答え申し上げます。これは私の考えをいたしまして、自治庁といふものは中央政府のものであるといふような、何か疑いがありやせぬかといふ心配をいたします。あなたのお立場はいつも、自治庁といふものは、今までの立場上、私は国務大臣として内閣の方にむしろ近くて、財政委員会とはむしろ性質がかわつて来ておられますから、そのことが頭に残つておられると思ひますが、私は、この法案を今度出しますにつきましては、

自治庁という役所は、地方公共団体の利益を擁護する唯一の機關であらう、こういう立場で今度の法案をつくつておられますから、どこまでも前提としては、地方のために盡す役所である、こういう前提をお認めくださるならば、意見を出して、あるいは強制されるかも知れませんが、しかし強制というよりは、進んで地方の自治のためにどうしたらいいかといふことを審議会に諮問し、意見が出なくても、地方の利益を擁護するといふ考えから、あらゆる意見、あらゆる情勢を私が知つて、そして内閣にこれを反映させて、ございませうから、立場をいたしまして、自治庁といふものが内閣の一部分であつて、地方と對立してゐるものであるといふ前提ではなくて、自治庁を内閣が置いたといふのは、これは自治擁護のために、地方の利益を代弁する唯一の、國務大臣を長とするこの機關である、こういう前提で御判断くだされば、私は、そのことは簡単に解決すると思ひます。

○門司委員 それはまづ今の大臣の答弁と實際と、さらにわれわれの考へとは非常に大きなかけ離れを持つておるような気がするのです。大臣は、自治庁は地方の公共団体を擁護する一つの機關だから、自治庁の長官は、意見の申出があつた場合には、それを内閣に反映させる立場にあるといふことのようにありますが、それは私はなるほど大臣の立場、いわゆる地方自治庁の立場からいへば、自治庁のあるといふことは、すなわち地方公共団体のために自治庁があることに間違ひはないのでありまして、それ／＼の所管はすべてそういうことに私はできておると

思う。そのことに間違いはございません。しかしながら、もし間違いがないとするならば、やはり私は、自治庁がそういうお考えとするならば、何らかの内閣に対して拘束力を持つような、一つの地方の自治体の財政的の援助、という少し言葉が弱くなりますが、財政を確保することのために、力強い機関を設けられた方がいいのではないかと。今の財政委員会、内閣あるいは国会に対して勧告する力を持つておる。ところがこの場合には、その力がなくなつて、機構がそういうふうに出ておるのだから、単に長官が引受けておきさえおればそれでいいのではないかと。このことについては、私は地方の公共団体は必ずしもそれに安心しないと思う。と申しますのは、何といひましても、内閣の一角であることには間違いがございませんし、立場がたゞこれを擁護する立場にありまして、国の一つの方針、内閣の一つの方針には、私はさからえないと思う。これに反抗するわけにはいかぬ。どんなに岡野さんがここで大きなことをお言ひになつても、そういうことは總理大臣の施政方針に対して、自治庁の方針はこうだといつて、逆に行かれるわけには行かないと思う。従つてそれらのものをやはりカバーすることのために、何度か申し上げますが、地方の公共団体のために十分しるだてになるような機構が、ここに必要ではないか。もし現在の機構を自治庁の中に統合されるとすれば、やはり地方財政審議会の意見というものは、単に長官に意見を申出ただけではなくして、この意見はさらに内閣に対して多少の拘束力を持つような仕組みにしておか

なければ、われ／＼としては、実は安心ができないわけでありませう。大臣の立場としては、今のような大臣の御答弁以外に、おれが弱いからこういうものをこしらえてくれというわけに行かないかもしれない。しかしわれ／＼の立場からいへば、やはりこの際ぜひそういうものがなければならぬと考へております。その具体的な現われといたしまして、御存じのように、地方財政平衡交付金というものが、一体どこから割出しを受けておるか。自治庁で考えられ、さらに地方財政委員会、今日の状態では、財政需要と基準財政収入額とのアンバランスを埋めることになつておりますが、しかしこれが必ずしも、数字の上で、自治庁の出した、あるいは財政委員会が出した数字と、国の予算の上に現れた数字が一致してありません。いつの場合も財政委員会は、もうこれだけもらいたいと言つて、大蔵大臣はこれだけしか出せないといふことで、大蔵省の意思通りに、悪くいへばつかみわけの通り、地方自治庁、そつちはこれでまかなつておけといふようなことで、平衡交付金というものは、大蔵省の定めた、いわゆる国の定めた予算から逆算しておるといふのが現状だと思つて。こういうことであれば、いつまでたつても地方財政といふものは平衡交付金その他に頼つておるわけに参りません。これを確固としたものにするためには、私はやはり、地方財政平衡交付金の算定の基礎をつくる地方財政委員会というものが別個にあつて、そして基準財政の算定額に基いて、これを正しい数字で出して来て、正しい数字が地方に配付されるという形にならなければ、地方財

政は安心してやつて行けないと思つて。国の財政の都合で動くようではいけないと思つて。その一つの実例を申し上げますならば、たとえば昨年度の千二百億の平衡交付金がわずかに五十億しかふておられない。物価の上昇率はどうなつておるか、そこから考へて参りますと、あるいは地方に仕事が増えて参つております率から考へてみますと、わずかに五十億円の増額だけでは、数字的にはつじつと合わないと思つて。しかしこれも国の財政の都合で、現状のようないことに押し込まれておる。こういうことを考えますと、どうしても私はこの項の中にも少しこれを入れるといひました。でも、少し強引に内閣を拘束するやうなものではないかならないと考へておりますが、大臣は必ずしも、財政需要額の基準算定の基礎になりますものを今度の国会で一応立法化しましたから、あの基礎から割出したアンバランスだけは必ず確保するといふ御確信がござりになるかどうか。この機会に一応聞いておきたいと思つて。○岡野國務大臣 お答え申し上げます。地方財政委員会を幾ら強力にしても、平衡交付金というものは、やはりこれは中央の財政というものと、ならみ合せなければ出て来ないものであります。その点においては、私はそう簡単に、これは行かぬと思つて。そこで財政委員会の方で、平衡交付金法の通りのことをやろうと思つて、国家財政がどうしてもまかないきれないといふことになりましたら、そこで制肘をいたしますと、今度は今までのように自治庁の長官と独立の立場にある財政委員会の間接制をもつて予算をとる

うということよりは、自分自身内閣の一大臣である長官が、全責任をもつてこれを確保するといふことの方が強力にやられるといふことが、まず私の理論的の基礎でございます。同時にあなたのおつしやるように、地方財政委員会を財政審議会というものにして、自治庁の中に入れて、これに強力な力を與えるといふことになりましたら、今度は全責任をもつてやるという仕事に一つ、制肘を受けまして、部内の統一もよくとれませんし、意見の懸隔があらますと、仕事もうまく行きませんし、そういう意味において、調整をしてやつて行くといふことにならなければいかぬと思つて。まず第一に、財政委員会を強力にすることはしごくついででございますけれども、あなたのお触れになつたところの、平衡交付金をいかにするかといふことに對しては、いつも国家財政の情勢といふものに制肘を受けることは、事実でございます。その点におきましては、私は同じことだと思つて。でございしますから、結局問題は、地方財政といふものについて財政委員会が意見を出したものを、自治庁長官たるものは、いつか私ごとでひやかされたいわけでございますが、メッセンジャー・ボーイのような形において内閣に持ち込んで、これを請求するといふよりは、これは自分自身の責任であるからといふことの方が、強力に内閣に反映し得るから、地方のために役に立つ、こう考へております。そうして財政審議会といふものにも、非常な強力なる力を與えますならば、執行機関に對して、その部内においてこれを制肘するところの一つの強力なるものを

加えて、むしろ仕事の統一並びに円滑なる運営が事を欠くことになりやしないか、こう私は思つて。○岡委員 今の大臣の答弁ですが、これは非常に重要といふよりも、むしろ考えさせられるのであります。地方財政平衡交付金が国の財政で左右されるということが大臣のお考えだとすれば、一体地方財政平衡交付金といふ法律はどうなりますか。前の配付税法を地方財政平衡交付金法に切りかえましたときの要素は、一体どこにあつたかといふことである。配付税の場合は、きめられた一定の割合、いわゆる法人税と所得税の三三・一四を必ず地方に拂いもしなければならぬといふ法律をこしらえて、そして地方にそれだけの金額を與えて、その金額の中で、具体的に言うならば、大臣も御承知のように、五〇％はその納税額その他においてこれを配付し、残りの五〇％のうち、一〇％を非常財政に差引いた残りのものだけが、今日言う財政需要額と基準財政収入額とのアンバランスのために、これが使われておつた。この制度は、これをこしらへますときには、配付税というやうな形で、国の財政といふものの中から当然地方に配付する額が法律で定められて、そして国の財政のいかんにかかわらず、地方財政といふものはある一定額の基準がきちんときまつておつて、そして地方が予算を編成したとき、当初からこの配付税で予算の編成ができるようにしておくことの方がいいのであるといふ考え方がやつておつた。ところがその考え方がやめられて、そして地方財政平衡交付金になりましたときには、これはそうい

行政的の理論よりも、むしろ財政的の議論の上にはつきり立つて、そうして配付税の中に含まれております一つの大きな要素である財政需要額と、基準財政収入額とのアンバランスを埋めるということに、大体重点が置かれて、そうして地方財政平衡交付金法の精神というものは、これを埋めることになつておる。アンバランスだけをこれに補充することになつておる。このアンバランスの基準は、今回の国会で通過いたしました法律で、大臣の方は私よりもよく御存じだと思ひますが、おのおの財政の需要額というものを割出して、たとへば人口一人についてどのくらいの金がかかるか、あるいは小学校の子供一人についてどのくらいかかるか、道路あるいは橋梁あるいは港灣の施設とか、いろいろの角度から、この基準財政需要額というものを割出して、そうしてさらに税収その他を十分考慮して、この財政需要額とのアンバランスを埋めるということが、この地方財政平衡交付金の趣旨であります。われ／＼が今日やかましく言つておきますのは、この当然地方のアンバランスを埋めなければならぬ、法律で定めておる額に相当するだけの額を、中央から支給しないから問題が起るのであります、もし地方財政平衡交付金法がそのまま実行されておきますならば、今日のような、地財委と大蔵省との間で平衡交付金が多いとか少いとかいう議論は、起らないはずであります。この議論が起つていゝところ、間違ひがあるものであつて、私はこの議論が起らないようにするといふためには、地方財政平衡交付金法という法律を完全に守つていた

きたいと思ふ。これが大臣の今の御答弁のように、国の財政の都合でどんなにでもなるのだといふことになるならば、地方財政平衡交付金法というやうな法律はこしらえない方がよい。しかもその中で、基準財政需要額というやうなものを割出すことのために、その算定の基礎になるこんな厚い、大きなものをこしらえて、そうして人口一人についてどのくらいの金がかかるのか、小学校の子供一人についてどのくらいかかるか、あるいは教室の広さとか、大きな道とか、学級数だとか、あるいは道路の面積だとか、こまかいものまで書いて、ああいうやうなことを一体なぜするか、あんなものはまつたくだらないのであります。單にあれば参考の資料だけだといふならば、ああいうむずかしいものはいらぬと私は思ふ。大臣の考え方は、地方の財政あるいは地方行政に対しては、反対に立つものではなくて、これを守る立場にあるといふお考えであるように、私は拜聴したのであります。が、その考えであるならば、今のやうな御答弁はできないはずだと思ふ。大臣はどこまでも、さつき申されました、国の財政の都合で地方財政平衡交付金というものの増減が行われるものであるといふやうなことを、一体考えておられるかどうか、もう一べん私はつきり御答弁を願ひたいと思ひます。

○岡野國雄大臣 お答え申し上げます。平衡交付金法の趣旨といたしましては、お説の通りでございます。しかしながら、残念ながら過去二年の間に於いて、それがさういふふうには運用されなかつたといふことは、国が貧乏であるといふことが實際は嘆かわしい次第であります。実績として出ておるわけでありまして。そこで私といたしましても、いろいろ議論もございまして、うが、国民負担といふものを中央、地方を通じて、平衡交付金をやはり住民から出るものであります。地方税もやはり住民から出る。それを平衡交付金は何から天から降つて来るものか、地から出て来るものか、国民以外のところから出て来る財源であるのだから、平衡交付金の制度といふものは、おそれるお説の通りに理論的に行かなければならぬと思ひます。しかしながら、平衡交付金でありながら、それはどこから出るかといへば、これはやつぱり地方の住民から出るところの税金でありますから、これを総合的に觀察しますれば、やはり地方でこれだけの収入があり、同時に平衡交付金は平衡交付金法で割出したならばこうであるけれども、どうもそこまで行けないから、増税するなり、もしくはもう少し負担を調整するといふことで割出して行かなければならぬといふことになり、ますから、私はその点が、法文上はさう出ておりますけれども、中央地方を通じた国民負担の上からは、平衡交付金がときにれば制肘を受ける。この点は非常に遺憾でございますけれども、むしろそれに対しては相当検討を要しようと思ひます。この点におきまして、平衡交付金並びに地方税法の再検討といふことに、私は考えを持つておる次第であります。遺憾ながら過去においてはお説の通りの結果になつております。

○門司委員 あと研究されるということと逃げられれば、それ以上私は追究しないつもりであります。とにかく今の大蔵の答弁は聞かしてするわけには参りません。少くとも地方の行政の元締めとしておられる自治庁の長官が、地方平衡交付金が国の財政の都合で多くもなれば少くもなるということになつて参ります。地方の公共団体は安心して行政をやつて行かれないと思ひます。私はこの考え方については賛成をするわけには参りません。この問題についてはこゝでこれ以上議論はいたしません。ただ考えておいていただきたいと思ひます。これは、私どもの立場で考えて参ります。憲法の中に自治の一章を設けました。これは、当初に申し上げましたように、日本の民主主義をほんとうに遂行して行かうとするならば、やはり地方の公共団体といふものが自主的にやつて行ける、自律性を持つていふことになつておつて、身近な政治から民主主義を行ななければ、どんなに国で民主主義を唱えて参りましても、ほんとうの正しき民主主義は発達しないものである。同時に民主主義の政治はあくまでも責任政治であります。責任は、やはり地方の公共団体といふものは、それ／＼の住民の責任の上において政治をやつて行くことが正しいのである。こゝういふ観点から考えて参りますと、地方財政といふものは非常に重要な問題でありまして、この地方財政、ことに平衡交付金の今日の地方財政に占めております割合は、場所によりましては六〇％以上これが占めておるのであります。大体平均いたしまして、三五％ないし四〇％をこの地方財政平衡交付金が占めておる。これが小さな県、たとえば鳥取県のようなところへ参りますと、大体六〇％以上を地方財政平衡交付金が

占めております。それほど地方の財政には大きなウェイトを持つております。地方財政平衡交付金が、国の財政の都合で多くもなれば少くもなるということにはやむを得ぬといふことになつて参ります。地方公共団体といふものは安心して仕事ができると思ひます。これだけは私はできればひとつ、大臣のお言葉ではあります。あまり強情を張らないで、考慮いたしたか、あるいはさういふことになつたか、あるいはさういふ努力するといふことになつておいていただかないと、私どもの立場としては非常に迷惑するのであります。これ以上申し上げますと、大臣に對して私どもはもう少しものを言わなければならぬ立場になるのであります。それは国の財政の都合だと言われておりますが、時の政府の考え方、国の方針といふものは多少かわつて来るのであります。現在でもわれわれは国家財政に全幅的に賛成をしておるわけではございません。今政府の組んでおります予算の中には、ほとんど軍事費にひとし、あるいは国民の生活とか離れた予算であるといふものを、われ／＼は千数百億指摘しております。われ／＼の立場から考えれば、全然住民の生活に直接関係のない軍事費と目されるものが、今日使われおる。それらのもののために地方の財政が犠牲になるということが、大臣の言葉をそのまま受ければ言えるのであります。さういふことに対して私どもは非常に不満を持つておるのであります。この項では大臣にこれ以上申し上げません。

その次に聞いておきたいと思ひますことは、ずつとあとに附つて参ります。

て、行政部の所掌事務の中にあります第四号であります。四号の中に「地方公共団体の組織及び運営に関する制度を企画し、及び立案すること。」と書いてありますが、この地方公共団体の組織及び運営に関する制度というのは、一対何をさしておるかということ、この機会にお聞かせを願つておきたいと思ひます。

○岡野国務大臣 事務当局より御答弁にいたします。

○松村説明員 これは現在もありません地方自治法といつたような法律がこれに当るわけでございまして、地方公共団体の機関、あるいはその機関をどういうふうに通ずるか、そういう制度を企画し、その法律案等を立案するということでございます。

○門司委員 そういたしますと、この組織及び運営に関する制度といふものの中には、今度の自治法の改正法案の中にあります。例の都道府県知事が適正規模の問題に対してこれを企画し、あるいはこれを勧告することができるといふことが、自治法改正法案の中に入つておりますが、それとは別個でございますか。

○松村説明員 ただいまの御発言のものは、知事のやります分でありまして、ここでは自治庁がやります分でございますから、別個の問題であります。

○門司委員 そういたしますと、この中には適正規模の問題は含まれていないと考えてさしつかえございせんか。

制度を考えて、それを法律にするために立案する、こういうことがあります。入つて来るわけでございまして、○門司委員 この点は今の御答弁からいたしますと、もう一言聞いておきたいと思ひますが、今問題になつております中で、さつき申し上げました地方公共団体の適正規模ということが非常に問題になつております。そして公聴会その他の意見を聞いてみますと、何らかの立法化してもらつた方がよいのではないかという極端な意見はよくあるものであります。従つてこの條文の中に、先ほどの御答弁の中にあるいはそういう必要があるかもしれないというお話であります。もしそういうことがこの中に考えられるとしたら、まずならば、国は適正規模の問題を立法するといふようなお考えがあるのかどうかといふことを、この機会にもう一つ聞いておきたいと思ひます。

○松村説明員 地方公共団体の適正規模の問題について、何らかの立法的な措置も必要ではなからうか、こういうことは研究してはただいま考えられておるところでございますが、具体的にどういふふうにするかといふまではまだ至つておりません。

○門司委員 それからもう一つ、この中で聞いておきたいと思ひます。これは、次の十條の七であります。ここに「地方公共団体の人事行政に対して協力し、及び技術的助言を行うこと。」と書いてあります。この條項も地方の人事交流に關係した一つの大きな問題を起すと思ひますが、これはちやうど内務省が地方の人事権を持つやうな形がだん／＼出て来やしないかと考えますが、ここに書いてあります人事行政

政に対して協力するといふ意味は、どういふ意味をこの中に含めておるか、御説明願ひたいと思ひます。

○松村説明員 これは現在の地方公務員法の五十九條にある内容でございますが、地方公共団体の人事行政が地方公務員法によつて適正に運営されて参りますやうに、自治庁におきまして技術的な助言をやる、こういう意味でございます。

○門司委員 私の聞いてゐるのは、その下の助言でありまして、上の協力でありまして、

○松村説明員 この技術的助言も協力も、大体同じ内容に考えておるわけでございまして、たとえば地方公共団体におきまして、人事に關する條例等をつくり出す場合に、それにつきまして一案を示す、こういうやうなことを考えておるわけでございまして。

○門司委員 私が懸念いたしておりましたのは、ここに協力といふ言葉と、それからその下に技術的助言と書いてありますので、この協力の言葉が、かつての内務省が人事権を持つておつたやうに、今日で言いますと、人事の交流のためにこれが使われるのではなからうか、人事交流を促す持つておるのであるか、といふ懸念を私は持つておるのであります。人事交流その他に対して、この協力といふ文字が当てはまつておるかどうか。

○松村説明員 この中にはさういつた人事交流についての問題は含まれておりません。付言いたしますと、人事交流に關するものは、国と地方団体、地方団体相互間の連絡といふ意味におきまして、事実上地方団体の依頼に應じまして、あつせん、

いつた程度のことを扱つておるわけでございます。

○門司委員 その次に聞いておきたいと思ひますのは、選挙の關係で第十一條の二であります。ここに「最高裁判所裁判官の国民審査及び日本国憲法改正の国民の承認に關する投票に關する調査を行い、資料を収集し、並びにこれらの制度を企画し、及び立案すること。」と書いてあります。これは憲法の改正をしようとする場合には、当然国民投票をしなければならぬ。国民投票を行ふ手続その他の選挙事務をこれで行われようとしておるのかどうか、その点をこの機会にお聞かせを願つておきたいと思ひます。この問題は選挙事務の問題だけならよろしいのであります。が、いろいろここに書いてありますやうに「資料を収集し、並びにその制度を企画し、及び立案すること。」と書いてありますので、憲法改正に對します投票その他の資料といふのは、一体何をさしておるかといふことであります。この点單なる投票の資料であるのか、あるいは輿論といふもの資料であるのかを聞かせていただきたいと思ひます。

○松村説明員 この選挙管理の事務に關しましては、このあとの方に書いてありますが、中央選挙管理委員でやるわけでございます。ここでは單に統計的な資料を考えておるわけでございます。

○門司委員 それから選挙のこの項で、もう一つ聞いておきたいと思ひますが、全国選挙管理委員会といふものは、この法律で見ますと、非常におかしな形になつて参ります。ここに單なる「国会議員の選挙等の執行経費の

基準に關する法律の施行に關すること。」とあるのは「第五号に定めるものを除く外、中央選挙管理委員に關する予算の要求及び配付に關すること。」と書いてあります。これは、中央選挙管理委員といふものは、自治庁に移管されて参りますと、性格的にはどういふふうになりますか、中央選挙管理委員といふものは今と同じやうなものになりますか。

○松村説明員 中央選挙管理委員は自治庁の機関といふことでございまして、けれども、自治庁とは独立した別個の機能的性格を持つておるのでござい

○門司委員 そうなりますと、これは今の全国選挙管理委員会と性格的にはどういふふうになつて来ますか。

○松村説明員 現在の全国選挙管理委員会は総理府の外局でございまして、今度の中央選挙管理委員は、實質的には同様の性格でございまして、けれども、自治庁の機関といふことになるのでござい

○門司委員 私が懸念いたしますのは、選挙を管理する委員会と選挙事務を統括するものとは、おのずから性格が非常に違つて来るのであります。それで現在の選挙管理委員会は選挙を管理する一つの委員会でありまして、事務だけをやつておるわけではございせん。従つて選挙管理委員会は、御存じのやうに選挙違反その他に對するある程度の、判決を下すわけではございせんが、いろいろな指示をしておる。また問合せ等に對しては、その解釈をここでやつておるわけでありまして、従つてこの選挙管理委員会が今のやうな形で、総理府の外局として、一つの公正

な立場からこれを行つております場合においては、私はある程度の公平性が保てると思ひますが、これが自治庁の中に含まれて参りまして、そうして、従来と同じような正しい選挙の管理ができるかどうかという事であります。この点について私は多少懸念を持つておるのであります。自治庁といたしましては、今までのように選挙の管理をする管理委員会として、これは十分機能を達し得るという御確信があるかどうか、お答えを願つておきたいと思ひます。

○松村説明員 選挙事務の管理につきましましては、参議院の全国選出の参議院議員につきましましては、独立的性格を持つて中央選挙管理委員でやるわけで、これは従前ともつともかわらないのであります。その他の選挙につきましましては、現在も都道府県の選挙管理委員、市町村の選挙管理委員がやつておるわけでございます。これは今後同様でございます。選挙の公正なる執行について、この機構改革によつて影響を受けるものではないと思ひております。

○門司委員 そのことは最初大臣からお聞きしておりますが、私の聞いておりますのは、中央選挙管理委員会というものと現在の選挙管理委員会というものは、多少名称が違ふのであります。しかし権限はまったく同じような権限だというお話であります。実際には選挙を管理する場合に、やはり先ほどから申し上げておりますように、選挙全体を管理する一つの独立の機関の方が政府もやりやすいのではないかと、これが自治庁の中に入つて参りますと、これを統括するものは自治庁の長官でありまして、内閣に所屬しておるものになつておると思ひます。従つて私はそういうことには思ひますが、内閣の意向で選挙の管理が左右されるようなことがあつてはならないと思ひます。そういう点に對しては、何か予防という少し行き過ぎかもしれませんが、それが従来選挙管理委員会と同じような、厳正あるいは公平な立場で選挙が執行し得るようなことが、この法律の中には書かれていないようでありまして、その点については、何かお考えがあつてこれをお書きにならなかつたのか、書かなくてもいいというお考えであつたのか。

○松村説明員 それは先ほど申し上げましたように、選挙の管理につきましましては、従前と今後とかわりがないから、必要ないというふうに考えたわけでございます。

○門司委員 そういたしますと、今ありますとすれば選挙の費用といふことです。その費用の編成はやはりこの委員会で行うわけでありまして、たとえば国の選挙を行ふ場合の選挙費用の請求等については、この委員会が予算をこしらへるわけですか。

○松村説明員 選挙の費用の請求は、ここにございまして自治庁においてやるわけでございます。

○門司委員 時間も十分おそくなつておりますが、この項でも少し聞いておきたいと思ひます。これを簡単に申し上げますと、地方財政審議会の方で、さつきから議論いたしておりました第十七條の中にあります「法定外普通税の新設又は変更の許可及び地方債の発行の許可に関する事」と。こういうふうになつておる。この場合は法定外

普通税の新設というの非常に問題になつておる。現在でもたとい道路損傷負担税といふものが石川県で施行されておる。これが合法であるか違法であるかといふことまでいろいろ議論されておるわけでありまして、この法定外普通税の新設あるいは変更といふものの基礎になつておる。これは、先ほどから申し上げておるすうに、大臣は財政平衡交付金がきつてあつて、国の財政の方向で、どんなにでもなるというお考えのようでありまして、そうなる参りますと、この法定外普通税の申請といふものは、どういふふうで来ると思ひます。このようにものに対しては、従来の財政委員会でありまして、私はある程度の公平性が保たれたと思ひますが、これが自治庁の中に入つて参りますと、これも悪く言えばやはり政治的にいろいろ／＼なものがありはしないかと思ひますが、そういう懸念はこの中にございせんか。

○農野政府委員 法定外普通税の新設または変更を許可する場合の基準となるものは、地方税法に規定されておるところでございまして、それに従つてそれらの事務をこで扱つて行くといふことになるわけでありまして、もとより地方税法に規定されておる許可方針につきましても、運用によりまして、いろいろ／＼な角度から多少意見も出ると思ひますが、御説のような点もございまして、新たに設けられます地方財政審議会の議に特に付さなければならぬ事項の中に加えておるわけでございます。

○門司委員 その次は、地方制度調査会設置に対する法律案の中で少し聞いておきたいと思ひますが、この法律案は、先ほどから大臣のお話の中にもありましたように、むずかしい問題は何でもかでも新しくできる地方制度調査会の中に持ち込むというふうな財政的にも行政的にも言われておる。この委員会の委員の構成であります。ここに書いてあります基準といふところか、この中には、国会議員であるとか、あるいは、このその他の明記された委員がずつと書かれておるのであります。私は、この構成のメンバーの中に、先ほどから、この前の自治庁設置法案のときにも申し上げましたように、実際の地方のいろいろなものを運営して行かうといふことは、どうしてもほんとうに窓口におります、直接事務に携わつておる者の意見というもの、私は非常に重要な役割を果すものではないかと考えております。ところが、この法律の五條の中に「委員及び臨時委員」と書いてあります。ここに「委員は、国会議員、関係各行政機関の職員、地方公共団体の議会の議員、地方公共団体の長及びその他の職員並びに地方制度に關し學識経験ある者」と。こういうふうにしてあります。従つて、このその他の職員という字句の中には、私が先ほどから申し上げておるような、地方公共団体の労働組合の代表者といふ者がこの中に含まれておるかどうかといふことではあります。そういうお考えがあるかどうかといふことであります。

○松村説明員 この職員は、地方公共団体に從事しておる職員でございます。命ずかるかといふことによつてきます。わけでございますが、労働組合の關係

ておきたいと思ひますが、この法律案は、先ほどから大臣のお話の中にもありましたように、むずかしい問題は何でもかでも新しくできる地方制度調査会の中に持ち込むというふうな財政的にも行政的にも言われておる。この委員会の委員の構成であります。ここに書いてあります基準といふところか、この中には、国会議員であるとか、あるいは、このその他の明記された委員がずつと書かれておるのであります。私は、この構成のメンバーの中に、先ほどから、この前の自治庁設置法案のときにも申し上げましたように、実際の地方のいろいろなものを運営して行かうといふことは、どうしてもほんとうに窓口におります、直接事務に携わつておる者の意見というもの、私は非常に重要な役割を果すものではないかと考えております。ところが、この法律の五條の中に「委員及び臨時委員」と書いてあります。ここに「委員は、国会議員、関係各行政機関の職員、地方公共団体の議会の議員、地方公共団体の長及びその他の職員並びに地方制度に關し學識経験ある者」と。こういうふうにしてあります。従つて、このその他の職員という字句の中には、私が先ほどから申し上げておるような、地方公共団体の労働組合の代表者といふ者がこの中に含まれておるかどうかといふことではあります。そういうお考えがあるかどうかといふことであります。

○門司委員 私は、この五條の規定とそれからこの自治庁の設置法の規定であります。この中に字句の使いわけがしてありまして、ちよつとふに落ちないところがあるのであります。この自治庁設置法の中の、委員会のメンバーの中には、五人の中の三人は、地方のおの／＼の公共団体の行政機関、あるいは議決機関の推薦した者といふことがはつきり書いておる。この地方制度調査会の設置法案の中には、「関係各行政機関の職員」と書いてあります。従つてこの職員といふ意味は、一体これは特別職を意味するか、あるいは行政機関に携わつておる者の一般職全部をここに意味するの、この点をひとつ明確にしておいていただきたいと思ひます。

○松村説明員 これは、職員であれば何人でもかまわないわけでありまして、両方含まれておるわけでございます。

○門司委員 それからその次の第二項に「委員の任期は、一年とし、この書いてあります。これを一年にされた理由は一体どこにあるかといふことではあります。私がこういうことを申し上げますのは、この委員会といふものは、相当重要な委員会でありまして、一年やあるいは半年では、なかなか結論が出るものはいふと思ひます。大体一年や半年の短かい間で結論が出るというふうなものにつきましては、いろいろ／＼な問題について法律ができておる。この委員会に付託されようとするのは、先ほどからいろいろ／＼話が出てお

れども承認はできないのであります。單に五十人とありますけれども、そのほかに臨時委員を二十人任命することができるようになつてゐる。大體の構成は七十人だと思ふ。これほど大きな組織をもつて、そして五十人の委員と二十人の臨時の人を委員として任命しなければならぬようになつておる。従つて部局は一体それならどのくらいにわけられるのでありますか。所管事項について、たとえば財政あるいは行政もございまいし、あるいは行政の中でもいろいろ事務的なものもございまいし、またそうでないものもあると思ひますが、大體の構想はどのくらいの部局におわけになる構想であるか。

○松村説明員 これもただいま検討中でございますが、四部ないし五部程度にわけられるのではなからうか、こゝういふふうに考へております。

○門司委員 私は今申し上げましたように、大體の構想をお聞きしてありますので、大體どういふ種類のものか、四部、五部になるのかその点をはつきりしておきたい。

○松村説明員 これも検討中でございますが、一般的な部会、大都市部会、行政部会、財政部会あるいはもう一つの場合によりましては公務員部会、こゝういつたようなことが考へられております。

○門司委員 これ以上はきようは聞きますが、さういふこととして参りますと四つないし五つのさうした部門ができて、これを一年の間でやられるといふことになつて参りますと、これは私どもは今の神戸委員会と同じような結果になりはしないかという懸念がす

るのであります、決定的なものではないように私どもは考へられるのであります。

それからもう一つ最後にお聞きしておきたいと思ひますことは、この調査會で、今の神戸委員会と違つて、單なる諮問機關であるということではなくて、ひとつの内閣の中の機構としてつくられました以上は、この委員會できめましたものは大體これを法律に直して、さうして実行に移して行くといふことに考へてさしつかえないかどうかといふことであるか。

○松村説明員 これはその具體的な答申案が出た場合によると思ひますけれども、大體において答申案が採用されて行くのではなからうか、さういふふうに考へております。

○門司委員 第六條の雜則であります。この中に「調査會に關し必要な事項は、政令で定める。」と書いてありますが、「政令で定める。」という範圍は今大體どのくらいのところを予想されておりますか。

○松村説明員 これは一番考へられましては、ただ委員のことを書きましてただだけでございまして、これを實際に運用して行きますには事務局と申しますか、幹事と申しますかさういつたいわゆる事務をやります事務局のことが考へられると思ひます。それでさういつた事務的なこと、庶務的なことをどういふふうにするか、さういふようなことを予想しております。

○門司委員 もう一つこの法律の全体を通じてであります。この法律に主として委員會の構成が大體書かれておりました。さうして委員會の任務といふますか、権限といふますか、そ

ういふものが割合に明確になつていないやうであります。要するに設置及び所掌事務といふことは多少書いてあります。この中に「地方制度に關する重要事項を調査審議するため」ところ書いてありますが、さういふことがこの中に入つていないのは、單に第一條の「設置及び所掌事務」といふことだけで、十分だといふやうにお考へになつて、この委員會の具體的にする仕事を書かれておりませんが、それはさつき御説明の、ここに書いてあります部會といふところに大體四部か五部くらいこしらへるというお話でありました。

それでいいといふふうにお考へになつたのかどうか。私もから言いますと、この委員會といふものがどういふ仕事をするかといふことが、この法律の中には實際においては明確になつておりません。ただ漠然として「地方制度に關する重要事項を調査審議するため」と書いてあります。従つてこの委員會の本質といふものは性質といふものの具體的な内容は、この法律だけ見たらわからないのであります。これはどういふわけで書かれていないのか、その点を参考のためにお聞かせ願ひたいと思ひます。

○松村説明員 これはこの地方制度調査會といふものが獨立の機關でもなく、内閣總理大臣の諮問機關でございまして、總理大臣の諮問に應じてやるという建前になつておりますので、さういふ詳細な規定を置かなかつたのでございまして。

○門司委員 さういたしますと、この委員會の調査事項といふものは内閣總理大臣から大體出て来る。内閣總理大臣の発案に基いてこれを審議すればいい

といふやうに解釈すればいいのであります。

○松村説明員 内閣總理大臣の諮問に應ずる機關でありますから、内閣總理大臣の方から提示されるであらうと思ひます。

○門司委員 わかりました。

○八木委員長 他に御質疑はありませんか。なければこれにて質疑は終了いたしました。

本日はこれにて散會いたします。次會は公報をもつてお知らせいたします。

午後三時四十分散會

第一類第一号

内閣委員会議録第二十七号

昭和二十七年五月二十四日

一二

昭和二十七年六月六日印刷

昭和二十七年六月七日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所